



議案第百五号

三朝町菅原芥焼却場設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町菅原芥焼却場設置条例の一部を改正することについて、地方自

治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議

決を求めらる。

昭和四十三年十二月二十一日

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和四拾三年拾月拾日

昭和四拾三年拾月拾日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町営塵芥焼却場設置条例の一部を改正する条例

三朝町営塵芥焼却場設置条例（昭和三十年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（職員）

第三条 塵芥焼却場の業務をおこなうため衛生夫及び運転手を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。